

【平成25年第3回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成25年10月3日 健康福祉委員長 露木 明美

- 「議案第102号 川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第103号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第104号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第105号 川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* これまでの延滞金割合の根拠について

国民健康保険料は自治体の規模に応じて、保険料と保険税のいずれかの取扱いができるとされているため、自治体ごとにその取扱いが異なっている。保険税を採用している自治体では、地方税法上の延滞金率が適用され、納期限の翌月から1か月以内が7.3%、1か月経過後から14.6%となる。本市は保険料を採用しているが、延滞金については地方税法に準拠の上、徴収している状況である。

* 収納率向上への取組について

平成22年度から、元納税課長等の税務業務を長年経験した定年退職者を各区に2人ずつ非常勤職員として採用している。滞納整理の知識や経験を活かし、差押えの判断や銀行への財産調査などを行うとともに、市税事務所と連携を取り滞納処分を進めている。平成24年度の収納率は90%を超えており、他都市と比べても高い水準であるが、今後も口座振替の推進や窓口の納付相談を通じて収納率の向上に取り組んでいきたい。

* 口座振替の手続について

手続には通帳、印鑑及び被保険者証が必要であり、市内金融機関及び市内に本店または支店がある金融機関であれば、全国で口座振替の手続が可能である。納付者のうち、41.29%が口座振替となっているが、口座振替は初期段階での未納防止に効果的であり、口座振替による納付を積極的に推進した結果、

平成23年度は約2,600世帯の申込みがあった。平成25年度には口座振替による全期分の納付が可能となり、申込者を対象に500円のクオカードプレゼントのキャンペーンを平成24年度に実施したところ約5,000世帯の申込みがあった。

*** コンビニエンスストアでの納付状況について**

コンビニでの納付は、各コンビニと直接契約するのではなく、収納代行業者である株式会社NTTデータに委託しており、1件当たり56円の手数料を支払っている。地域特有のコンビニ以外の、一般的なコンビニであれば全国で納付が可能である。本市の納付義務者約21万世帯の半分が納付書で保険料を支払っており、そのうち約6割がコンビニを利用している。

*** 今後、コンビニ収納の手数料が変更になる可能性について**

コンビニの収納代行業者は概ね大手3社であるが、本市が初めて導入したこともあり、株式会社NTTデータは手数料が比較的安く、また、契約に際してコンビニや収納代行業者が倒産した場合に備える履行保証保険が現状では唯一設定がされているため、当該業者を選定している経緯がある。現在、単年度契約としているが、将来的に同じような条件の業者が参入してきた際には、他都市の情報を収集するとともに、関係局とも調整しながら入札等の方法も検討していきたい。

*** 今後、保険料の納付方法を拡充することについて**

携帯電話で納付書のバーコードを読み取り、自身の口座からインターネット経由で納付するモバイルレジを今年2月から開始したところである。口座振替についても、通常は銀行窓口で手続するものであるが、来年度に向けて区役所窓口キャッシュカードを持参すれば口座振替の手続ができるペイジー口座振替受付サービスの導入を検討している。

*** 保険料の延滞金の徴収について**

平成17年8月から本格的に延滞金の徴収を開始し、その収納額は平成22年度は9,596万円、平成23年度は1億1,530万円、平成24年度は1億5,325万円となっている。区役所窓口であれば保険料と同時に延滞金の徴収が可能であるが、コンビニや銀行窓口では延滞金の計算ができないことから延滞金の徴収は行えないため、コンビニや銀行窓口で納付後、後日延滞金を計算し、翌月に延滞金の納付書を送付している。延滞金は57.4%が支払われており、納付する資力がありながら延滞金を納めない人に対しては、その状況に応じて財産の差押えを行っている。

*** 保険料の延滞金が高額になる事例について**

保険料は前年度の所得に応じて決定されており、1期当たりの保険料は最高でも7万7,000円であるため、現状では納期限から54日過ぎても延滞金は1,000円程度である。延滞金の納付者の多くが1,000円から2,000円台であり、通常では高額になることはほとんどない。

*** 保険料未納者への対応について**

通常、被保険者証の有効期限は2年であるが、未納者については滞納状況や

資力に応じて1か月、3か月または6か月のいずれかの短期被保険者証を発行している。1年以上の保険料の未納がある資格証明書交付世帯には、リーフレットの配布や民間委託による電話の納付案内を通じて、窓口相談に来るよう案内している。分割納付についても定額、画一的なものではなく、半年ずつ納付額を見直して、柔軟にきめ細かく対応している。納付が困難な被保険者には窓口相談に来てもらい、相談する中で納付可能な環境を整え、収納率の向上につなげていきたい。

*** 保険料の納付が困難な被保険者への対応について**

事業の廃止や所得の大幅な減少があった被保険者には、保険料の減免や軽減の制度の対象となる。生活自体が困難であれば、生活保護の相談へ案内することもある。借金がある被保険者については、消費者金融に利息の過払いがないかなど区役所窓口で聴取して、そのようなことが考えられる場合にはパンフレットで相談機関を案内している。滞納者の中には、市税の滞納者も多くいるため、市税事務所と情報共有しながら、滞納者への対応を図っている。

*** 不納欠損について**

滞納者の所在及び財産がともに把握できない場合や、差し押さえる財産がないとき、差押処分することでその生活を著しく困窮させる場合など徴収不能な場合には不納欠損の対象としている。本市の不納欠損額は、平成21年度の43億6,000万円をピークに、平成24年度は25億9,000万円まで遞減してきた。各区に配置している税務経験豊富な非常勤職員の意見を得ながら、引き続き資力の調査や納付の可否を見極めながら収納未済額の縮減を図ってきたい。

*** 国民健康保険の国庫負担割合について**

国庫負担の50%のうち、7%は都道府県調整交付金として国から県に配分の裁量が委ねられており、県は市の規模に応じて配分している。残りの43%のうち、本市の場合、加入者の所得水準が高いことや1人当たりの医療費が低いことなどを理由に、本来配分されるべきと考える、概ね9%の普通調整交付金が配分されていない状況でもあり、結果、その分は一般会計から繰り入れている。医療費の適正化に努める自治体の負担が大きくなるのは不公平であるため、適正な配分にするよう国へ要望しているところである。

《意見》

* 現在、郵便局では東京都、神奈川県及び山梨県でしか納付ができないため、全国の郵便局で利用できるよう、利便性の向上に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第112号 かわさき北部斎苑火葬炉設備改修工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** かわさき北部斎苑の管理運営について**

現在、川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体が指定管理者として

管理、運営を行っているが、建物の補修工事については、その都度、入札で業者を決めている。平成26年度以降の管理運営については、今年12月の市議会に指定管理議案を提出する予定である。

《意見》

- * 火葬棟と休憩棟を行き来する際に雨が降ると服装が濡れてしまうため、通路への屋根の設置を検討してほしい。
- * かわさき北部斎苑を利用する際に駐車場が満車になることが多く、待機する車が近隣住民に迷惑を及ぼすため、駐車場を拡張するなど対策を講じてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第114号 川崎市わーくす日進町の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 現在のサービスの指定管理者への継承について

現在のサービスは全て指定管理者へ継承されることとなっている。これまでの利用者は従来どおり利用可能であり、施設利用料についても現在と同様の利用者負担の制度となる。

* 指定管理予定者である県央福祉会の市内実績について

市内では百合丘就労援助センターや幸区の日中活動センター、グループホームの運営を行っている。一般就労を目指す就労準備訓練を行うため、百合丘就労援助センターとの連携も期待できると考えている。

* 指定管理者のサービス内容について

施設利用者を対象にした相談事業や、就労移行支援として一般就労に向けてのマッチング、就労の定着支援を実施していく。また、一般企業などの顧客の開拓や作業の効率化、自主事業の展開などにより工賃向上を推進し、将来的には障害基礎年金と工賃収入により、グループホームでの生活を目指す就労継続支援B型事業を実施する予定である。

* 指定管理者との引継期間について

本議案が可決されたのち、速やかに指定管理者を利用者と家族に紹介し、平成26年4月の開設に向けて、半年間かけて引継ぎを行っていく。利用者に対する対人支援を行う施設であるため、利用者と指定管理者の信頼関係を半年かけて構築していきたい。

* 竣工後から開設までの引継方法について

工事が順調に進んだ場合、平成26年2月末に建物の引渡しとなる予定である。利用者の中にはコミュニケーションがうまく取れない利用者や、環境の変化に敏感な利用者もいるため、3月から新しい施設での慣らし訓練も指定管理者と協議の上実施を考えており、現職員から指定管理者へ適切に引継ぎを行っていききたい。

* 利用者や家族への説明について

平成22年3月の川崎市福祉センター再編整備計画の策定時に、1回目の説

明会を開催した。平成24年度の説明会では指定管理者を選定すること、指定管理者へ引継ぎを行うことを伝えた。平成25年5月にも保護者会において同様の説明を行った。説明会では、新しい施設がこれまでどおり利用できるかという質問や、指定管理者決定後、意見要望を伝える機会を設けてほしいとの意見があった。本議案が可決された場合は、10月初旬に改めて説明会を行う予定である。

***わーくす日進町の正規職員の人事異動について**

わーくす日進町には現在、事務職が2名、社会福祉職が1名、授産指導員が3名の合計6名が在籍しており、人事異動は本人の適性や希望を踏まえて行っていきたい。

《意見》

*引継ぎに当たっては、十分にコミュニケーションを図って、施設の運営開始時には利用者が混乱することがないように、配慮しながら準備を進めてほしい。

*指定管理における応募者の事業提案に当たっては、指定管理者制度の向上のためにも発表時間を平等に確保してほしい。また、選定時の事業提案だけでなく、実際の管理運営に対しても適正に見守り、評価してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第119号 平成25年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第120号 平成25年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第121号 平成25年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《意見》

*介護保険事業について、評価や調査が十分に実施されていないため、扶助費の増大につながるおそれがある。特に内容が重複していると思われる事業は精査すべきであり、1つ1つの事業ごとに評価や調査をすべきである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第67号 国に対して、年金2.5%の削減中止を求める意見書の提出に関する請願」

《請願の要旨》

国に対して平成25年10月からの年金2.5%の削減の実施を中止するよう、意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

年金額の改定は、平成2年から完全自動物価スライド制により、消費者物価指数に連動して年金額が改定されてきた。しかし、平成12年度は年金額の改定の基準となる前年の消費者物価指数が0.3%下落し、本来であれば年金額の引下げが行われるところであったが、経済情勢等に配慮して、物価スライドを行わない特例措置が実施された。平成13年度及び14年度においても、前年の消費者物価指数がそれぞれ0.7%低下したが、同様に特例措置が実施され、これにより特例措置が実施された「特例水準」と法律が規定する本来の年金の水準である「本来水準」の差は1.7%に広がった。

平成16年の国民年金法改正により、年金額の改定方式の変更や給付水準を自動調整する「マクロ経済スライド」等が導入されたが、これをそのまま適用すると年金額が1.7%下がるため、経済情勢等に配慮して、引き続きの特例措置として、「本来水準」が物価や賃金の上昇により「特例水準」に追いつくまでの間、物価が上昇してもこれまでの年金額を据え置くこととされた。平成17年度以降は、新たな制度の下、年金額の改定が行われてきたが、賃金と物価が想定どおりには上昇せず、逆に下落傾向が続いた結果、差が更に拡大し、平成25年度までの間に、その差が2.5%になった。

平成24年の国民年金法改正により、特例水準の解消を図るため、老齢基礎年金等の年金額を、平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に引き下げることとなった。「特例水準」の解消は、現在の年金受給者の年金額を「本来水準」に引き下げることによって、年金財政の負担を軽減し、現役世代の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものである。

なお、平成27年10月からは、所得額が一定基準以下の年金受給者を対象に、給付金を支給する「年金生活者支援給付金法」が施行される予定となっており、対象者に月額5,000円を限度として、通常の年金に加算されて支給される予定である。

《主な質疑・答弁等》

* 年金額の改定における物価スライド制の目的について

物価スライドは、消費者物価指数の変動率に応じて年金額が改定されるものであり、仮に物価が高騰すればそれに応じて年金額は増え、物価が下落すれば年金額は減るものであるため、物価高騰に対して年金の目減りを回避することを目的とする制度ではない。

* マクロ経済スライドの制度の仕組みについて

年金の支え手である現役世代の減少や平均寿命の延びなどを考慮して、物価等の上昇から公的年金加入者数の減少率などを差し引いた率が年金に反映される仕組みである。年金財政への影響を踏まえ、平成16年の年金改正から導入された制度であるが、デフレ経済の状況下においては適用されないこととなっているため、現在のところ適用には至っていない。

* 年金2.5%の削減に当たり物価や賃金の変動した場合の年金額の増減について

年金2.5%の削減は、平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、

平成27年4月に0.5%と段階的に引き下げる予定であるが、物価や賃金の変動しないことを想定している。仮に物価や賃金が上昇した場合には、物価スライドにより年金の削減幅は小さくなり、逆に下落した場合には削減幅は更に大きくなる可能性がある。

*** 高齢者の消費生活の実態把握について**

内閣府の平成25年版高齢社会白書によると、高齢者のうち将来の暮らしについて「全く心配していない」及び「それほど心配していない」という高齢者が合わせて7割ほどいる。本市の平成22年度の高齢者実態調査によると、消費生活について「将来の生活を考えて節約している」が35%、「他の年代と同程度の消費生活を送っている」が28%、「余裕のない消費生活を送っている」が24%であった。

*** 年金額の減額により生活保護受給者が増える可能性について**

年金の月額満額は6万5,541円、生活保護の基準額は約7万8,000円であり、年金額が生活保護費を下回っている状況である。今後、更に年金額が下がった場合、生活保護受給者が増える可能性がある。

毎年開催される政令指定都市の国保・年金主管部課長会議において、年金額を引き上げるよう国へ要望しているところである。

*** 憲法第25条第2項と年金制度のあり方について**

国民年金制度は、憲法第25条第2項にある「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」との規定に基づき、老齢・障害・死亡に関して必要な年金給付を行っている。この制度を安定して運用するためには、年金加入者からの保険料収入だけでは不足するため、国庫負担割合を2分の1としている。

*** 本市における国民年金加入者数と受給者数の推移について**

国民年金加入者数は平成22年度は34万8,634人、平成23年度は34万4,382人、平成24年度は34万0,956人と年々減少しているのに対し、受給者数については平成22年度は22万4,639人、平成23年度は23万2,809人、平成24年度は24万4,672人と年々増加している。

*** 年金生活者支援給付金の対象者と支給額について**

平成27年10月から家族全員の住民税が非課税で、前年の年金収入とその他の所得を合計して77万円（老齢基礎年金満額）を下回る場合に支給の対象となる。基準額である月額5,000円に保険料納付済期間の月数を480で除して得た数を乗じて得た額が支給される。

《意見》

*** マクロ経済スライドの下では物価や賃金の上昇しても、その上昇率はそのまま年金額に反映されず、平均余命の延びや公的年金加入者数の減少率などを差し引くため、実質的に年金額は抑制されてしまい、実際の生活は大変苦しいものになる。社会保障制度改革国民会議では、70歳から74歳までの医療費自己負担を1割から2割負担に増やすことや、要介護度が軽度な人は介護給付対象外にすること**

などが提言されており、今後の状況を考えると、高齢者の生活をひっ迫させることから、年金の引下げ実施は見直すべきである。

- * 高齢者の中には年金を満額で受給していない人もおり、今後、年金額が下がっていくようであれば生活ができなくなるのではないかと思われる。年金削減について国は、憲法に規定する社会保障を否定し、公的責任を放棄している。高齢者の生活が苦しくなれば、餓死や孤独死、自殺が増え、その影響が懸念されるため、年金を削減すべきではない。
- * 特例水準の解消による年金の引下げは高齢者に負担を強いるものであるが、若い世代から年金制度に対する不安の声を聞くこともあり、将来への希望や意欲を補完するためにも、年金制度を維持することは重要である。
- * 生活が苦しい高齢者が存在することは無視できず対策が必要であるが、平成25年10月に実施される年金の引下げ1%を据え置いたとしても、孤独死などの社会問題を防げるとは考えられない。年金額を本来の水準に引き下げ、その財源を用いて社会保障などの問題を全体的に捉えるべきである。若い世代に年金制度を残し、将来にわたって維持していくためには、年金の引下げはやむを得ない措置である。

《取り扱い》

- ・ マクロ経済スライドの問題性、高齢者の生活実態、社会保険料の値上げなど社会環境を考慮すると、年金2.5%の削減は実施すべきでない。年金を引き下げることなく、年金制度を持続可能な制度にしていくべきであり、現在の国庫負担割合を2分の1から更に引き上げて、国は限られた財源の中から、無駄使いをなくし、使い方を見直すべきである。高齢になれば全ての人が利用する年金制度は社会保障の中でも重要であり、国は責任を持って保障すべきものであるため、年金の削減には反対であり、意見書を提出の上、本請願を採択すべきである。
- ・ 国は国家予算の半分を借金で運営する中、税金を投入してでも年金制度を維持していこうとしている。年金制度の長期的な維持、世代間の所得の再分配、暮らしのセーフティネットなど社会保障全般も含めて様々な論点があり、年金の引下げの問題だけを捉えて意見書を提出することは反対である。
- ・ 社会保障制度改革国民会議では、現行の年金制度の下、年金財政の長期的な持続性が確認された。また、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮すること、最低賃金2%の引き上げ方針など、年金制度を維持するための将来設計がされている。特例水準を解消しなければ、年金制度の維持に支障を来すため、年金の引下げはやむを得ず、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 高齢者の生活も重要であるが、若い世代のために年金制度を維持していく責任がある。少子高齢化を踏まえると年金改定には、物価スライドだけでなく、人口動態等を加味したマクロ経済スライドを適用せざるを得ない。現在、本市の年金の受給者数は毎年約1万人ずつ増加しているのに対し、加入者数は毎年約4,000人ずつ減少しており、給付と負担のバランスの観点からも、年金の引下げはやむを得ず、本請願を不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択

○「請願第69号 川崎福祉センターの改築時に特別養護老人ホームを併設することに関する請願」

《請願の要旨》

川崎福祉センターの改築時に特別養護老人ホームを併設するよう求めるもの。

《理事者の説明要旨》

特別養護老人ホームの整備状況については、「かわさきいきいき長寿プラン（第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、「高齢者の多様な住まい方の構築」を目標とし、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、介護基盤の整備を進めているところである。また、介護基盤の中核的な施設である特別養護老人ホームへの入居希望者が多い状況にあることから、平成20年11月に策定した「特別養護老人ホーム整備促進プラン」に基づいて、今年度末までに概ね1,600床の整備を進めているところであり、平成26年度末には市内52か所、総定員4,309人の整備を見込んでいる。

今後の特別養護老人ホームの整備については、現在実施している高齢者実態調査の結果や、高齢者人口、要介護認定者数の将来推計等を総合的に勘案しながら、平成27年度からの「第6期計画・かわさきいきいき長寿プラン」を策定する中で検討することとしている。

川崎区の高齢化率は、市内で最も高い状況となっていることから、福祉センター跡地活用に当たっては、地域における介護サービスの拠点機能として特別養護老人ホームの整備を位置付けており、医療依存度の高い要介護高齢者や高齢障害者の受入れを図るための機能整備や、在宅支援機能の強化を図っていきいたいと考えている。今後、地元住民及び福祉関係団体等に、基本的な考え方を説明するとともに、特別養護老人ホームに関する地域住民の意見も聞きながら、具体的な取組を進めていきいたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 特別養護老人ホームの入居の定員数について

現時点で定員数は決まっていないが、高層の建物になることが予想されるため日影、圧迫感、ビル風など近隣への影響も考慮しつつも、限られた公有地での建設であるため100床は確保したいと考えている。

* 特別養護老人ホームの障害者入所施設の補完機能について

障害者施設の入所者が高齢になった場合、ふさわしい入所先として特別養護老人ホームへ移ることがある。こうした高齢障害者を特別養護老人ホームへ受け入れることは、障害者入所施設の入所枠を空けることにつながるため、特別養護老人ホームは障害者入所施設の補完のための重要な役割を果たすものと考えている。

* 特別養護老人ホームのショートステイの定員数について

現時点で定員数は決まっていないが、全市的にショートステイの希望者が多く、施設の稼働率も高い状況にあることから、できる限り定員数を多く設定し

たいと考えている。今後の公有地を活用した設置運営法人の募集についても、入所定員の10%以上をショートステイの定員として確保する方針としている。

*** 特別養護老人ホームへの近隣住民の優先的な入所について**

特別養護老人ホームは広域型であるため、地域に関係なく全国的に入所が可能であるが、現実的には、特別養護老人ホームの入所者のうち3分の2が当該地区の区内在住者となっている。また、併設する予定である小規模多機能型居宅介護施設は地域密着型であるため、川崎市民が利用対象者であるが、実際の利用者は、概ね近隣住民が占めることになると想定している。

*** 今後の特別養護老人ホームの整備促進や増床計画について**

高齢者人口や要介護認定者数の将来推計、介護報酬、現役世代の負担などを総合的に勘案して検討する必要がある。また、高齢者実態調査では在宅で生活を継続したいという高齢者が多いとの結果もあるため、入所施設だけでなく介護基盤全体の中で今後の整備方針を考えていきたい。

*** 特別養護老人ホームの整備に当たっての長期的な計画の必要性について**

3年を1期として介護保険事業計画を策定しているが、中長期の計画も重要であると認識しており、介護基盤全体を考える上で、団塊の世代が後期高齢の75歳になる平成37年を見据えて適切な計画を検討していきたい。

《意見》

* 在宅介護をする家族にとっては、ショートステイ先の確保は重要な問題であり、ショートステイの定員枠を多く確保してほしい。また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスは、医療が必要な要介護者にとって在宅介護を続ける上で重要な介護サービスであるため、特別養護老人ホームの整備に当たっては、充実した事業になるよう整備計画を進めてほしい。

* 特別養護老人ホームは入所施設としてだけでなく、ショートステイやデイサービスなどの在宅介護を支える重要な施設であるが、市内で高津区が最も施設数が少ないため、高津区内でも整備を促進してほしい。

* 国の総量規制により南部地域には障害者入所施設が設置されていないため、特別養護老人ホームの整備計画に当たっては、高齢障害者の受入枠を数値化するとともに、特に南部地域の受入枠を多く確保してほしい。

《取り扱い》

・川崎市福祉センター再編整備基本計画において、福祉センターの跡地活用として特別養護老人ホームの整備計画が位置付けられており、請願の願意を満たしているため採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択